

香川県条例第3号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
(指定試験機関等への納付等) 第4条 略				(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1)～(4) 略				(1)～(4) 略			
(5) 香川県立農業大学校 略 技術研修科	受講料 就農準備研修 略	1人につき1 研修	<u>17,000円</u>	(5) 香川県立農業大学校 略 技術研修科	受講料 就農準備研修 略	1人につき1 研修	<u>15,000円</u>
(6)～(12) 略				(6)～(12) 略			

(13) 香川県産業 技術センター	機器使用料		
	略		
	X線回折装置	略	
	<u>波長分散型蛍光 X線分析装置（ 4キロワット）</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>4,250円</u>
	みそ試験製造装 置	略	
略			

(14)～(33) 略
(34) 香川県立ミ
ュージウム

略
歴史展示室、企画展示室及び特別展示室を香川
県立ミュージウム年間観覧券により観覧する場
合の観覧料、特別展示室を分割して利用する場
合の使用料、利用時間を分割して利用する場
合の使用料、午後5時後の時間において利用する
場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別
使用料並びに駐車場を回数券により利用する場
合の使用料は、別に教育委員会規則で定める。

(35) 香川県立ミ
ュージウム香川
県文化会館

<u>県民ギャラリーの 観覧料</u>	<u>香川県教育委員会が別に定 める額</u>	
芸能ホール使用料	略	
<u>県民ギャラリー使 用料</u>	午前9時から 午後5時まで	<u>18,560円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>

略
県民ギャラリーを香川県立ミュージウム年間観
覧券により観覧する場合の観覧料、芸能ホール
を準備又は練習のために利用する場合の使用料、
県民ギャラリー又は和室を分割して利用する場
合の使用料、芸能ホール又は和室を利用時間を
分割して利用する場合の使用料、午後9時後（

(13) 香川県産業 技術センター	機器使用料		
	略		
	X線回折装置	略	
	みそ試験製造装 置	略	
	略		

(14)～(33) 略
(34) 香川県立ミ
ュージウム

略
特別展示室を分割して利用する場合の使用料、
利用時間を分割して利用する場合の使用料、午
後5時後の時間において利用する場合の使用料
並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料並びに
駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、
別に教育委員会規則で定める。

(35) 香川県立ミ
ュージウム香川
県文化会館

芸能ホール使用料	略	
<u>展示室使用料</u>	午前9時から 午後5時まで	<u>18,240円を 超えない範 囲で教育委 員会規則で 定める額</u>

略
芸能ホールを準備又は練習のために利用する場
合の使用料、展示室又は和室を分割して利用す
る場合の使用料、芸能ホール又は和室を利用時
間を分割して利用する場合の使用料、午後9時
後（展示室にあっては、午後5時後）の時間
において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用

県民ギャラリーにあっては、午後5時後)の時間において利用する場合の使用料並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料は、別に教育委員会規則で定める。

(36) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～366 略			
367 かがわ総合リハビリテーションセンター手数料	サービス事業所(療養介護)、 肢体不自由児施設及び病院	略	
368～394 略			
395から397まで 削除			
398～511 略			
512 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。)第6条第1項	略		

料及び電気特別使用料は、別に教育委員会規則で定める。

(36) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1～366 略			
367 かがわ総合リハビリテーションセンター手数料	肢体不自由児施設及び病院	健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め又は近隣の病院の状況等を考慮して別に規則で定める額	
368～394 略			
395 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第16条第1項の登録格付機関の登録申請手数料		1件	34,100円
396及び397 削除			
398～511 略			
512 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。)第6条第1項	略	床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1)～(4) 略 法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定を要する場合(法第6条第1項後段の計画変更建築確認申請及び法第18条第2項の計画変更計画通知において、改めて構造計算を行う場合	

<p>(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認申請手数料並びに法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料</p>		<p>(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認申請手数料並びに法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料</p>	<p>を含む。)においては、512の2の項に定める区分に応じて算定した額を上記の額に加算する。この場合において、申請又は通知1件につき、構造計算を行う建築物が2以上の場合(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第4項の規定により、建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合を含む。)にあっては、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算したものを加算する。</p>		
<p>512の2 法第6条第5項及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料</p>	<p>略</p>	<p>512の2 構造計算適合性判定手数料</p>	<p>国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した構造計算適合性判定を行う場合 延べ面積</p>		
			<p>1,000平方メートル以下</p>	<p>1件</p>	<p>15万円</p>
			<p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下</p>	<p>1件</p>	<p>18万円</p>
			<p>2,000平方</p>	<p>1件</p>	<p>20万円</p>

メートルを 超え1万平 方メートル 以下	1 件	25万円
1万平方メ ートルを超 え5万平方 メートル以 下	1 件	42万円
5万平方メ ートルを超 える場合 その他の方法に よる場合		
延べ面積		
1,000平方 メートル以 下	1 件	21万円
1,000平方 メートルを 超え2,000 平方メー トル以下	1 件	28万円
2,000平方 メートルを 超え1万平 方メートル 以下	1 件	31万円
1万平方メ ートルを超 え5万平方 メートル以 下	1 件	41万円
5万平方メ ートルを超	1 件	76万円

					える場合
					建築基準法施行令第81条第4項の規定により、建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合は、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算する。
512の3 構造 計算適合性判定 手数料（ 512の2の項 に該当するも のを除く。）	国土交通大臣の 認定を受けたプ ログラムを使用 した構造計算適 合性判定を行う 場合				
	延べ面積				
	1,000平方 メートル以 下	1件		15万円	
	1,000平方 メートルを 超え2,000 平方メー トル以下	1件		19万円	
	2,000平方 メートルを 超え1万平 方メートル 以下	1件		21万円	
1万平方メ ートルを超 え5万平方 メートル以 下	1件		26万円		
5万平方メ ートルを超 える場合 その他の方法に	1件		44万円		

	<p>よる場合</p> <p>延べ面積</p> <p>1,000平方メートル以下</p> <p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下</p> <p>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下</p> <p>1万平方メートルを超え5万平方メートル以下</p> <p>5万平方メートルを超える場合</p> <p>建築基準法施行令第81条第4項の規定により、建築物の2以上の部分を別の建築物とみなす場合は、当該建築物及び建築物の部分のそれぞれの延べ面積に対して算定した額を合算する。</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>	<p>22万円</p> <p>29万円</p> <p>33万円</p> <p>44万円</p> <p>79万円</p>
513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第14項の完了通知手数料	略		
514~584 略			

513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第14項の完了通知手数料	略		
514~584 略			

584の2 長期 優良住宅建築 等計画認定申 請手数料	略 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係 規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し 出た場合においては、512の項を準用して算定し た額を上記の額に加算する。この場合において、 512の項中「512の2の項」とあるのは、「512 の3の項」と読み替えるものとする。
584の3 長期 優良住宅建築 等計画変更認 定申請手数料	略 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係 規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し 出た場合においては、512の項を準用して算定し た額を上記の額に加算する。この場合において、 512の項中「512の2の項」とあるのは、「512 の3の項」と読み替えるものとする。
585～597 略	
598 政治資金 規正法（昭和 23年法律第 194号）第19 条の16第1項 の少額領収書 等の写しに係 る写しの交付 手数料及び同 法第20条の2 第2項の収支 報告書等の写 しの交付手数 料	略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～9 略	
10 介護保険法第115条の35第2	1件 26,000円

584の2 長期 優良住宅建築 等計画認定申 請手数料	略 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係 規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し 出た場合においては、512の項を準用して算定し た額を上記の額に加算する。
584の3 長期 優良住宅建築 等計画変更認 定申請手数料	略 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係 規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し 出た場合においては、512の項を準用して算定し た額を上記の額に加算する。
585～597 略	
598 政治資金 規正法（昭和 23年法律第 194号）第20 条の2第2項 の収支報告書 等の写しの交 付手数料	用紙への複写に よる場合 その他の方法に よる場合 用紙1枚（両面 に複写する場 合は、片面を用紙 1枚とみなす。） 実費を基準として選挙管理委 員会が定める額 10円

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～9 略	
10 介護保険法第115条の35第2	1件 28,000円

項の調査
11～15 略

項の調査
11～15 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部395の項から397の項までの改正規定は、公布の日から施行する。